

冷凍食品の認定制度規定の運用

平成20年4月1日制定

平成24年11月14日最終改定

社団法人 日本冷凍食品協会

目 次

冷凍食品の認定制度規定の運用

I. 冷凍食品製造工場認定要領の運用について

1. 国内工場の認定申請最低限度数量	181
2. 分業工場の認定取扱運用基準	181
3. 認定工場証の交付、再交付、返却	181
4. 認定審査実施細則	181
5. 更新審査実施細則	182
6. 認定及び更新審査において 審査結果が認定基準を満たさなかった場合の措置	183

II. 冷凍食品製造工場の定期検査及び指導の運用について

1. 認定工場の定期検査の頻度	184
2. 認定工場定期検査報告書の取扱い	184
3. 工場指導の実施	184
4. 品質管理責任者	184
冷凍食品認定制度 冷凍食品製造工場認定調査 報告書	186
付録3 一般家庭向け弁当用自然解凍調理冷凍食品等の製造・販売に 係わる取扱要領	187
付録4 冷凍食品の期限表示の実施要領	187

冷凍食品の認定制度規定の運用

I. 冷凍食品製造工場認定要領の運用について

1. 国内工場の認定申請最低限度数量

認定要領第 12 条第 3 項（認定申請にあたっては当該工場の年間格付数量が 60 トン以上であることを条件とする。）の規定は、認定を受けた後に予期しなかった自然災害その他止むを得ない事情による正当な理由があると判断した場合はこの限りではない。

それ以外の販売事情等自社都合の場合は、季節変動も含めて考慮の対象外とする。

2. 分業工場の認定取扱運用基準

冷凍食品製造工場の認定については、前処理、加工、冷凍、包装等製造工程の一部を分業している場合、それが下請、委託等の関係による分散であっても、分業の範囲の大小に係わらず、最終製品を管理し、品質管理全体に責任を有する主工場が認定の主体となるものとする。

3. 認定工場証の交付、再交付、返却

協会は、認定工場に対し、認定の有効期間に応じて、認定工場証を交付する。認定工場は交付された認定工場証を保管し、以下の場合は速やかに対応しなければならない。

- (1) 認定工場証を紛失した場合は、速やかに「様式 12 認定工場証紛失届」及び「様式 13 認定工場証再交付願」を協会に提出し、再交付を受けなければならない。
- (2) 認定更新が認められた場合は、更新以前の認定工場証は速やかに協会に返却しなければならない。
- (3) 認定工場でなくなった場合は、認定工場証並びに認定証票の清刷を速やかに協会に返却しなければならない。

4. 認定審査実施細則

本制度に基づく認定審査は次のとおり実施する。

- (1) 必要書類の査収

協会は認定審査を希望する会員の冷凍食品製造工場（以下申請者）から、認定審査に必要な以下の書類を査収する。

- ① 認定申請書
- ② 申請書添付書類等
- ③ 営業許可証
- ④ その他、協会が必要と認める書類等

必要書類が不足または記載事項に不備がある場合は、申請者に対し再提出を求める。

(2) 書類審査

協会は申請者から提出された書類が本制度に適合する内容か審査を行う。書類審査の結果、本制度に適合すると判断した場合は、委託契約に基づいて検査協会に認定調査を依頼し、調査に必要な書類を2部検査協会宛に送付する。

(3) 認定調査の実施

検査協会は、調査に必要な書類を受領後、検査員を当該申請工場に派遣し、本制度に基づく認定調査及び製品検査を行う。なお、「認定基準」に基づく評価点の算出方法は、「冷凍食品製造工場認定調査報告書」様式によるものとする。

(4) 認定調査結果の報告

検査協会は、認定調査後、原則2週間以内に「冷凍食品製造工場認定調査報告書」及び「冷凍食品製造工場認定調査の品質・衛生結果表」を作成し、協会に同報告書各2部を送付する。

(5) 認定審査結果の通知

協会は、認定要領第4条及び第5条に基づき、認定の可否及び可の場合は有効期間を査定後、その結果を通知する文書を作成し、検査協会が作成した同報告書1部とともに申請者宛に送付する。

5. 更新審査実施細則

本制度に基づく更新審査は次のとおり実施する。但し更新審査を希望する認定工場において更新を迎える前々年度及び前年度の年間格付数量が60トン未満であった場合は、更新審査の申請があった時点で工場個別に対応するものとし、状況によっては更新調査を受付ない場合もある。尚、60トン未満が予期しなかった自然災害その他止むを得ない事情による正当な理由があると判断

した場合はこの限りではない。

(1) 必要書類の査収

協会は更新審査を希望する会員の認定工場（以下申請者）から、更新審査に必要な以下の書類を査収する。

- ① 更新申請書
- ② 申請書添付書類等
- ③ 営業許可証
- ④ その他、協会が必要と認める書類等

必要書類が不足または記載事項に不備がある場合は、申請者に対し再提出を求める。

(2) 更新調査の実施

検査協会は、調査に必要な書類を受領後、検査員を当該申請工場に派遣し、本制度に基づく更新調査を行う。なお、「認定基準」に基づく評価点の算出方法は、「冷凍食品製造工場更新調査報告書」様式によるものとする。

(3) 更新調査結果の報告

更新調査後、原則2週間以内に「冷凍食品製造工場更新調査報告書」を作成し、協会に同報告書2部を送付する。

(4) 更新審査結果の通知

協会は、認定要領第4条及び第5条に基づき、更新の可否及び可の場合は有効期間を査定後、その結果を通知する文書を作成し、検査協会が作成した同報告書1部とともに当該申請工場宛に送付する。

6. 認定及び更新審査において審査結果が認定基準を満たさなかった場合の措置

認定及び更新審査の申請者（更新審査においては認定工場）は、審査の結果、認定基準を満たさなかった場合の措置として再審査を協会に申請することができるものとするが、再審査の条件や提出資料等については協会が別に定める規定に基づいて行うものとする。また再審査にかかる手数料等については初回審査と同様に申請者が負担するものとする。

なお、軽度の基準未達成と判断され認定委員会が認定した場合は、これらの規定を適用せずに再審査することがある。

Ⅱ. 冷凍食品製造工場の定期検査及び指導の運用について

1. 認定工場の定期検査の頻度

定期検査は協会が認める特段の事情がない限り、有効期間に拘らず2回/年を原則とする。ただし、状況に応じて適宜その回数を増減することができるものとする。

正当な理由がなく定期検査を拒否することはできないものとし、拒否する場合は、認定要領第7条第2項に定める立入調査を行うものとする。

2. 認定工場定期検査報告書の取扱い

検査協会は本制度に基づく認定工場の定期検査を実施した場合、定期検査の後、原則2週間以内に別に定める「認定工場定期検査報告書」を作成し認定工場宛に同報告書を送付する。また製品の抜き取り検査の結果、不適合が判明した場合には、その報告書を認定工場宛に送付すると同時に協会宛にも送付する。

3. 工場指導の実施

検査協会は、本制度に基づく工場指導を実施する場合、実施の前に工場に対して別に定める「工場指導計画書」を送付して指導内容を明らかにするものとする。

正当な理由がなく工場指導を拒否することはできないものとし、拒否する場合は、認定調査第7条第2項に規定する立入調査を行うものとする。

検査協会は、「工場指導計画書」に基づいて工場指導を実施した場合、工場指導実施の後、原則2週間以内に別に定める「工場指導結果報告書」を作成し、協会及び認定工場宛に同報告書を各1部送付する。

4. 品質管理責任者

品質管理責任者は、「認定基準」に定める要件を満たさなければならない。品質管理責任者は、品質及び衛生の向上を図ることを推進し、工場認定に係わる品質管理諸業務を統括する。

品質管理を担当する職員の中から、品質管理責任者を補佐する者（以下、「品質管理補佐員」という。）を1名以上置くことができる。

附則（平成20年4月1日 制定）

この運用規定は、平成21年4月1日から施行する。

附則（平成23年6月13日 一部改定）

この運用規定は、平成23年9月1日から施行する。

附則（平成24年11月14日 一部改定）

この運用規定は、平成25年4月1日から施行する。